

平成16年
(2004)

医療施設（動態）調査・病院報告の概況

目次

調査の概要	頁
1 医療施設調査	1
2 病院報告	1
3 利用上の注意	2
4 用語の説明	3
結果の概要	
I 医療施設調査	
1 施設数	5
(1) 施設の種類の別による施設数	
(2) 開設者別の施設数	
(3) 病床の規模別の施設数	
(4) 診療科目別の施設数	
(5) 療養病床を有する施設数	
2 病床数	13
(1) 病床の種類の別による病床数	
(2) 1施設当たり病床数の年次推移	
(3) 開設者別の病床数	
(4) 病床規模の変更状況	
(5) 都道府県別の病院の人口10万対病床数	
(6) 療養病床数	
(7) 都道府県別の65歳以上人口10万対療養病床数	
II 病院報告	
1 病院の患者数	19
(1) 1日平均患者数の年次推移	
(2) 1日平均在院・新入院・退院患者数	
(3) 1日平均外来患者数	
(4) 都道府県別の病院の人口10万対1日平均在院患者数	
(5) 都道府県別の病院の人口10万対1日平均外来患者数	
2 病床利用率	22
3 平均在院日数	23
(1) 病床の種類の別による平均在院日数の年次推移	
(2) 病床の種類の別による平均在院日数	
(3) 平均在院日数別の施設数の構成割合	
(4) 都道府県別の平均在院日数	
4 病院における従事者	26
(1) 病院における職種別の従事者数	
(2) 病院における職種別の100床当たり従事者数	
(3) 病院における100床当たり従事者数の年次推移	
統計表	29

昭和29年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査とし、更に昭和48年からは従事者票を追加し、平成10年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めることとしている。

なお、平成13年3月から報告の根拠は医療法施行令（昭和23年政令第326号）となった。

(3) 報告の種類、期間及び期日

患者票（毎月報告） 平成16年1月1日～12月31日
従事者票（病院のみ 年1回報告） 平成16年10月1日現在

(4) 報告の対象

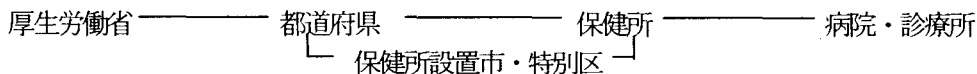
全国の病院、療養病床を有する診療所

(5) 報告の事項

患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
従事者票 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数

(6) 報告の方法及び系統

患者票 病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出する。
従事者票 病院の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出する。



(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

3 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...
統計項目があり得ない場合	.
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁が1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 平成13年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床」（療養型病床群を含む。）は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成15年9月から病床の種別は「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」に改められた。

(3) 結果の概要に掲載の数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 結果の概要で人口10万対比率算出のために用いた人口は、総務省統計局発表「平成16年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」である。なお、14大都市及び中核市については、東京都、各指定都市及び各中核市が推計した平成16年10月1日現在の総人口である。

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの

一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精神病院 精神病床のみを有する病院

結核療養所 結核病床のみを有する病院

一般病院 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院も除く）

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第 4 条）

(3) 病床の種類

精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床 結核の患者を入院させるための病床

療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

経過的旧その他の病床 旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）

経過的旧療養型病床群 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院する一群の病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）

(4) 開設者

国

厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他（国の機関） *独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構は、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。

公的医療機関

都道府県、市町村、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会

社会保険関係団体

全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合

医療法人

個人

その他

公益法人、学校法人、社会福祉法人及び上記以外の法人

(5) 在院患者

24 時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

(6) 新入院患者、退院患者

新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(7) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(8) 1 日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}} \quad ※平成 16 年は 366 \text{ 日}$$

(9) 1 日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}} \quad ※平成 16 年は 366 \text{ 日}$$

(10) 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{ の } 1 \text{ 月} \sim 12 \text{ 月の合計}} \times 100$$

(11) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間 同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間 同一医療機関内の他の病床へ移された患者数} \right]}$$

(12) 従事者

10 月 1 日 24 時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(13) 常勤換算

非常勤者について、その職務に従事した 1 週間の勤務時間を、当該医療施設の通常の 1 週間の勤務時間で除した数である。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{非常勤者の 1 週間の勤務時間}}{\text{医療施設で定めている 1 週間の勤務時間}}$$